

全国重症心身障害児（者）を守る会  
 各支部長 様  
 各運動推進委員 様  
 法人各常任理事会員 様  
 各ブロック事務局長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会  
 会長 北浦 雅子

#### 医療費控除の対象となる居宅介護費用について

障害者自立支援法の施行により、居宅介護等の障害福祉サービスの体系が再編されたことに伴い、医師との適切な連携のもとに行われた在宅障害福祉サービスの提供を受けた場合、そのサービスを受けるために要する費用についても、税法上の医療費控除の対象となることになりましたことを情報提供します。

当該障害福祉サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者に「在宅介護費用証明書」（別紙様式）により証明を受け、税務署に確定申告することにより医療費控除を受けることができます。（※ただし、生計を一にする世帯での年間の医療費負担額が10万円を超える場合に限る。）

会員の皆様にも周知していただきますようお願い申し上げます。  
 なお、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

#### 記

障害福祉サービスの種類	対象となる在宅障害福祉サービス	備考
居宅介護	身体介護	医師との適切な連携をとって提供されたサービス
	通院介助（身体介護を伴うもの）	//
	乗降介助	//
重度訪問介護	身体介護	//
短期入所		市町村により遷延性意識障害加算等として決定された部分に限る。 (重症心身障害児施設での短期入所も含まれる。)
地域生活支援事業	訪問入浴サービス	医師との適切な連携をとって提供されたサービス
重度障害者等包括支援	身体介護	//

（参考資料）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出 各都道府県障害保健福祉主管部（局）長宛通知（平成18年12月25日 障障発1225001号）



障障発第1225001号

平成18年12月25日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」の一部  
改正について

今般、障害者自立支援法の施行により居宅介護等の障害福祉サービスの体系が再編されたことに伴い、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成2年7月27日老福第145号）の一部を、別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市（区）町村に対し周知徹底を図られたい。

老福第145号  
平成2年7月27日

都道府県民生  
各 主管部(局)長 あて  
指定都市衛生

厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長  
厚生省健康政策局総務課長  
厚生省社会局庶務課長  
厚生省社会局更生課長  
厚生省児童家庭局障害福祉課長

#### 医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について

保健師、看護師、准看護師その他療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価については、税法上、従来から医療費控除の対象とされているところである。

したがって、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとつて左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合の、その在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを受けるために要する費用についても、療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価と認められ、税法上、医療費控除の対象となるものであるが、今般、国税庁と協議の上、当該費用に係る証明書の取扱いについて明らかにすることとした。

については、傷病により寝たきり等の状態にある者の在宅療養を行うために、左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、医師と適切な連携をとつて左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合には、左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が左記5の証明書を発行するよう貴管内市(区)町村、在宅介護サービス事業者及び訪問入浴サービス事業者等への周知徹底を図られたい。

なお、保健師、助産師、看護師、准看護師が在宅療養のために療養上の世話を行った場合についても左記5の証明書を発行するよう周知徹底を図られたい。

また、「在宅介護費用証明書」は、別紙のコピーを使用して証明されたもの又は同様の様式を使用して証明されたものであっても、各税務署窓口において受け付けられることとされているので、その旨の指導も併せて行われたい。

なお、左記5に掲げる証明書が発行されていない場合の費用又は左記1に掲げる者以外の者の在宅介護サービスに係る費用若しくは左記2に掲げる者以外の者の訪問入浴サービスに係る費用であっても、療養上の世話の費用に該当するものは、所得税基本通達七三一六(保健師等以外の者から受ける療養上の世話)により、医療費控除の対象となるので、念のため申し添える。

また、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用者負担額に係る医療費控除の証明書の様式については、左記5に「障害福祉サービス利用者負担額証明書」を定めたので、周知徹底を図られたい。

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除については、「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成15年12月24日老発第1224003号国税庁課税部長あて老健局長照会)及びそれに対する国税庁回答(平成15年12月26日課個2-33)によって読み替えられた「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号国税庁課税部長あて老人保健福祉局長照会)(別添1)及びそれに対する国税庁回答(平成12年6月8日)課所4-10(別添2)によるものとする。

## 記

### 1 在宅介護サービスの供給主体

- (1)障害者自立支援法の規定により居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者
- (2)障害者自立支援法の規定により重度訪問介護を行う指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者
- (3)障害者自立支援法の規定により短期入所を行う指定障害福祉サービス事業者(ただし、市町村により遷延性意識障害者等の支給決定を受けた遷延性意識障害者(児)等又は重症心身障害者(児)に対し医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行う事業者に限る。)
- (4)障害者自立支援法の規定により重度障害者等包括支援を行う指定障害福祉サービス事業者
- (5)介護福祉士の資格を有する者

### 2 訪問入浴サービスの供給主体

障害者自立支援法の規定により地域生活支援事業として、訪問入浴サービスを実施する市町村

### 3 在宅介護サービスの内容

- (1)食事の介護(買物及び調理を除く。)
- (2)排泄の介護
- (3)衣類着脱の介護
- (4)入浴の介護
- (5)身体清拭、洗髪
- (6)通院等の介護その他必要な身体の介護
- (7)障害福祉サービス

ア 居宅介護(身体介護、通院介助(身体介護を伴う場合)及び乗降介助に限る。)

イ 重度訪問介護(アと同様のものに限る。)

※ ただし、平成18年4月から9月までにあっては、居宅介護(日常生活支援(身体介護に係る部分に限る。))とする。

ウ 短期入所(ただし、市町村により遷延性意識障害者等として支給決定を受けたものに限る。)

エ 重度障害者等包括支援(アからウまでと同様のものに限る。)

### 4 訪問入浴サービスの内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行なわれる入浴の介護

### 5 証明書

- (1)様式 別紙「在宅介護費用証明書」及び「障害福祉サービス利用者負担額証明書」
- (2)記載者 記1及び2の市町村、事業者等とする。

(別紙)

在宅介護費用證明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のための在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

平成 年 月 日

事業者名

所在地（住所）

代表者名

印

記

患 者	氏 名		性別	男 女
	住 所			
	生年月日	明大昭平年月日	年齢	歳
費用負担者	氏 名		続柄	
	住 所			
傷 病 名	により寝たきり等の状態にある。			
主治医又は協力医療機関	医療機関名			
	所在地（住所）			
	医 師 氏 名			
介 護 内 容 アからカ又 は2の該當 するものに ○をつける。	1 在宅介護サービス ア 食事の介護 イ 排せつの介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体の介護 2 訪問入浴サービス			
介護費用	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間 に領収した金額の合計額（上記1のアからカまでの介護及び2の 訪問入浴サービスに係るものに限る。） _____ 円			

(注)

- 1 この証明書は、在宅療養の介護費用について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
- 2 「事業者名」欄は、市（区）町村が提示する場合には、その自治体名を記入して下さい。（保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の場合には記入不要）
- 3 なお、この証明書には、市（区）町村長の発行するホームヘルパー派遣決定通知書・訪問入浴サービス利用決定通知書、介護福祉士及び看護師等の資格証明書の写しを添付して下さい。

## 障害福祉サービス利用者負担額証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のための障害福祉サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

平成 年 月 日

事業者名

所在地（住所）

代表者名

印

記

利 用 者	氏 名		性別	男 女
	住 所			
	生年月日	明大昭平年月日	年齢	歳
費用負担者	氏 名		続柄	
	住 所			
主治医又は 協力医療機関	医療機関名			
	所在地（住所）			
	医 師 氏 名			
サービス内容 該当するものに ○をつける。	<b>障害福祉サービス</b> ア 居宅介護（身体介護、通院介助（身体介護を伴う場合） 及び乗降介助に限る。） イ 重度訪問介護（アと同様の内容に限る。）又は居宅介護（日常生活支援（身体介護に係る部分に限る。）） ウ 短期入所（ただし、市町村により遷延性意識障害者等として支給決定を受けたものに限る。） エ 重度障害者等包括支援（アからウまでと同様の内容に限る。）			
利用者負担額	平成 年 月 日から平成 年 月 日 まで の間に領収した金額の合計額（上記サービスに係るものに限る。） <hr style="border-top: 1px solid black;"/> 円			

(注)

- 1 この証明書は、障害福祉サービスの利用者負担額について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
- 2 「事業者名」欄は、市（区）町村が提示する場合には、その自治体名を記入して下さい。
- 3 なお、この証明書には、市（区）町村長の発行する受給者証の写しを添付して下さい。
- 4 重度訪問介護及び居宅介護（日常生活支援）については、領収した金額に2分の1を乗じて合計額を算出して下さい。
- 5 重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録により、提供されたサービスのうち利用者負担が発生しているものにつき、ア及びウについては利用者負担相当額を、イについては利用者負担相当額に2分の1を乗じた額をそれぞれ算出し、これらを合算した額を各月ごとに算出し、合計額を算出して下さい。

障害福祉サービス等の推移について(根拠法令記載版)

<在宅サービス等>

支援制度(IH15年4月～)		自立支援法制度(H18年4～9月)		自立支援法制度(H18年10月～)	
身体介護○		身体介護○		身体介護○	
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に関する費用の額の算定に当たる場合(平成15年厚労省告示27)知的障害者福祉法に関する規定(平成15年厚労省告示29)児童福祉法に関する規定(平成15年厚労省告示31)そのぞれ別表の1の1に定める「身体介護が中心である場合」	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に関する費用の額の算定に当たる場合(平成15年厚労省告示169号)そのぞれ別表の1の1に定める「身体介護が中心である場合」	「居宅における身体介護が中心である場合」 通院介助(身体介護を伴う)○	「居宅における身体介護が中心である場合」 「通院介助(身体介護を伴う場合)」	「居宅における身体介護が中心である場合」 「通院等の他の口の中に定める場合」	※1
居宅支援	居宅介護 法第5条第3項	差降介助○ 法第5条第1項	差降介助○ 法第5条第2項	差降介助○ 法第5条第1項	※1
(IH16.10.1～) 開上告示そのものが車両又は機車の行動を中心である場合」「通院等の他の口の中に定める場合」 同上告示そのものが車両又は機車の行動を中心である場合」「開上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」	開上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」 同上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」	開上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」 同上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」	開上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」 同上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」	開上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」 同上告示別表の1の1に定める「家事援助が中心である場合」	※1、※2
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に関する費用の額の算定に当たる場合(平成15年厚労省告示27)知的障害者福祉法第4条第1項児童福祉法第6条の2第4項児童福祉法施行規則第1条	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に関する費用の額の算定に当たる場合(平成15年厚労省告示27)別表の1の1に定める「日常生活支援△」 同上告示そのぞれ別表の1の2に定める「日常生活支援△」 同上告示別表の1の2に定める「外出介護○」 法附則第8条 同上告示別表の1の2に定める「外出介護サービス業」	日常生活支援△ 法第5条第3項 法施行規則第1項	日常生活支援△ 法第5条第3項 法施行規則第1項	日常生活支援△ 法第5条第3項 法施行規則第1項	※1、※2
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に関する費用の額の算定に当たる場合(平成15年厚労省告示27)別表の1の1に定める「移動介護○」 同上告示そのぞれ別表の1の2に定める「移動介護○」 法附則第8条 同上告示別表の1の2に定める「移動介護サービス業」	移動介護○ 法第77条	外出介護○ 法第5条第3項 法施行規則第1項	外出介護○ 法第5条第3項 法施行規則第1項	外出介護○ 法第5条第3項 法施行規則第1項	※3
身体障害者福祉法第4条の2第4項 知的障害者福祉法第4条 児童福祉法第2条の4 児童福祉法施行規則第4条	短期入所○ 法第5条第8項 法施行規則5条、6条 告示別表の4に定める「短期入所サービス業」 同上告示そのぞれ別表の1の2に定める「短期入所支援業」 「短期入所」	短期入所○ 法第77条 (支授制度の取扱いのまま)	短期入所○ 法第77条 訪問入浴サービス○	地域生活支援事業 法第77条 地城生活支援事業について平成18年8月1日厚生労働省告示(新規設置許可通知)	※1
訪問入浴サービス○ 訪問入浴サービス事業の実施について(平成15年1月25日厚生労働省社会・医療局障害保健部長通知)	新サービス (身体介護、重度訪問介護、短期入所などと組み合わせて使用する)	新サービス (身体介護、重度訪問介護、短期入所の2種類) ※1、※2	新サービス (身体介護、重度訪問介護、短期入所の2種類) ※1、※2	新サービス (身体介護、重度訪問介護、短期入所の2種類) ※1、※2	※1、※2

※1 医師との面接をとつて提供されたサービスに限る。

「送」  
「立」  
「隨喜者自立支援法(平成17年法律第123号)

「法施行規則」…運営者自立支援法施行規則(平成18年成字第19号)

※4 個体障害者等を包括する他の在宅系の障害者等を包括するもの。